

大垣市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大垣市が発注する工事又は製造の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札を執行するに当たり、低価格での入札者に対し、当該契約の内容に適合した履行の可否の調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施すること及び無効とすべき入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要綱は、一般競争入札又は指名競争入札に付する工事又は製造の請負契約のうち予定価格が2,000万円以上のもので、大垣市業者指名審査委員会設置要綱(平成10年告示第33号)に基づく大垣市業者指名審査委員が必要と認めるものに適用する。

(調査基準価格)

第3条 この要綱が適用される請負契約について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の調査基準となる額(以下「調査基準価格」という。)は、次の各号に掲げる請負契約の区分に応じ、予定価格算出の基礎となった額を基に算出した当該各号に定める額を合計した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事(解体工事を除く。)、塗装工事、舗装工事及び造園工事その他次号及び第3号に掲げる工事以外の工事

ア 直接工事費の額の97%

イ 共通仮設費の額の90%

ウ 現場管理費の額の90%

エ 一般管理費の額の68%

- (2) 建築一式工事並びに電気工事、電気通信工事、管工事及びとび・土工・コンクリート工事（解体工事に限る。）で、営繕工事に該当するもの
- ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の97%
 - イ 共通仮設費の額の90%
 - ウ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額に現場管理費の額を加えた額の90%
 - エ 一般管理費の額の68%
- (3) 機械器具設置工事並びに電気工事及び電気通信工事で、営繕工事に該当しないもの
- ア 機器費の額の92%
 - イ 直接工事費の額の97%
 - ウ 共通仮設費の額の90%
 - エ 現場管理費の額の90%
 - オ 一般管理費の額の68%

（失格判断基準）

第4条 この要綱が適用される請負契約について、当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断する基準となる額は、入札書に記載した金額が調査基準価格を下回る額であって、次の各号に掲げる請負契約の区分に応じ、予定価格算出の基礎となった額を基に算出した当該各号に定める額を合計した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。当該基準となる額に満たない額で行った入札は、これを無効とする。

- (1) 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（解体工事を除く。）、塗装工事、舗装工事及び造園工事その他次号及び第3号に掲げる工事以外の工事
- ア 直接工事費の額の97%
 - イ 共通仮設費の額の90%

- ウ 現場管理費の額の 90%
- エ 一般管理費の額の 40%
- (2) 建築一式工事並びに電気工事、電気通信工事、管工事及びとび・土工・コンクリート工事（解体工事に限る。）で、営繕工事に該当するもの
 - ア 直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じた額の 97%
 - イ 共通仮設費の額の 90%
 - ウ 直接工事費の額に 10 分の 1 を乗じた額に現場管理費の額を加えた額の 90%
 - エ 一般管理費の額の 40%
- (3) 機械器具設置工事並びに電気工事及び電気通信工事で、営繕工事に該当しないもの
 - ア 機器費の額の 84%
 - イ 直接工事費の額の 97%
 - ウ 共通仮設費の額の 90%
 - エ 現場管理費の額の 90%
 - オ 一般管理費の額の 40%

（予定価格調書への調査基準価格等の記載）

第 5 条 調査基準価格及び失格判断基準を定めたときは、大垣市契約規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 10 条に規定する予定価格調書に、当該調査基準価格及び失格判断基準を記載するものとする。

（入札参加者等への周知）

第 6 条 市長又は市長から契約の締結を委任された者（以下「契約担当者」という。）は、入札の公告又は入札の通知書に、次の事項を記載するとともに、入札執行の際には事前に説明をする等の方法により、業者への周知徹底を図るものとする。

- (1) 入札に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項（第 167 条の 13 における準用を含む。）の規定の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても調査の結果によっては、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
- (5) 失格判断基準となる額を下回った入札は、無効となること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、契約担当者は入札者に対して保留を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。この場合において調査基準価格を下回る入札を行った者に対して事情聴取の日時を告げるものとする。

(調査の実施)

第8条 大垣市低入札価格調査委員会設置要綱（平成11年4月1日制定）第2条に基づく大垣市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、当該最低価格入札者に対し低入札価格調査を行う。

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について、入札者からの提出書類に基づく事情聴取及び関係機関への照会等により行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び工事費内訳書
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労働者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者並びにその成績状況
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (12) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）

(13) その他必要な事項

(落札者の決定の方法等)

第9条 契約担当者は、調査の結果、調査委員会において契約の内容に適合した履行がされると認められた場合は、直ちに当該最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

2 契約担当者は、調査の結果、調査委員会において契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。この場合において最低価格入札者に対して落札者とならない旨の通知を、次順位者に対して落札者となった旨の通知を、その他の入札者に対して次順位者が落札者となった旨の通知をするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っているときは、当該次順位者を直ちに落札者とせず、前条及び前項の規定を適用する。

(決定後の措置)

第10条 契約担当者は、低入札価格調査を行い、落札者を決定した旨を工事担当課長に通知し、監督体制の強化を促すものとする。

2 契約担当者は、調査基準価格を下回る落札者と契約する場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で配置させなければならない。

3 前項に規定する契約においては、大垣市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第4条第2項及び第5項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と、契約約款第35条第1項及び第3項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、契約約款第35条の2第1項及び第5項中「10分の2」とあるのは「10分の1」と、契約約款第55条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」とする。

4 第2項において規定する契約の相手方は、工事の完成時に下請代金の支払状況等を証する書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければ

ばならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に締結された契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 10 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、施行日以後に公告する入札について適用し、施行日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。